持続的な成長産業としての建設業のあり方に関する検討会　規約

（名称）
第１条　本会は「持続的な成長産業としての建設業のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）
第２条　検討会は、2017 年にとりまとめた「建設産業政策 2017+10～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～」のとりまとめから間もなく 10 年を迎える中、災害の激甚化・頻発化、ＡＩなどデジタル技術の発展、スタートアップの興隆など建設業をとりまく環境の変化を踏まえ、今後の建設業政策の方向性について検討することを目的とする。

（構成）
第３条　検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。
２　検討会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
３　座長は、議長として会議の議事を整理する。

（会議）
第４条　検討会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。
２　検討会は、委員本人の出席を原則とする。ただし、委員の職務を代理するに適切と認められる者に限り、委員を代理する者による出席を可能とする。この場合、座長選任後は会議毎に座長の承認を得るものとする。
３　座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
４　会議は公開し、議事要旨は会議終了後速やかに公開するものとする。ただし、座長が特段の理由があると認めるときは、会議及び議事要旨を非公開とすることができる。

（ワーキンググループ）
第５条　座長は、特定の専門的事項に関し検討を深める必要があると認める場合には、検討会にワーキンググループを設置することができる。
２　ワーキンググループの委員は、ワーキンググループで取り扱うテーマに関する学識経験又は専門知識のある者のうちから、座長が任命する。
３　ワーキンググループの議事においては、前２条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中、「検討会」とあるのは「ワーキンググループ」と読み替えるものとする。

（事務局）
第６条　検討会の事務局は国土交通省不動産・建設経済局建設業課に置く。
２　事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）
第７条　この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則
この規約は、令和８年７月９日から施行する。